

平成20年度農業委員会関係予算概算要求と当面の組織対応について

平成19年9月4日
全国農業会議所

・平成20年度農業委員会関係予算概算要求をめぐる情勢等

1. 平成20年度農林水産関係予算の概算要求では、強い農業づくりと地域を元気づける農山漁村の活性化、食と農に関する国家戦略的取組、地球的視野に立った資源・環境対策の推進、未来に向けた「美しい森林づくり」の推進と国産材の復活 - を重点事項として位置づけている。また、焦点となっている農地政策の見直し関連では、新たな面的集積システムの構築、農地情報の一元化等の推進、耕作放棄地解消に向けた緊急対策のための予算を盛り込んでいる。
2. 概算要求での農業委員会関係予算のポイントを整理すると、次の通りである。
 - 農業委員会交付金については19年度と同額を要求している。
 - 農業会議会議員手当等負担金については対前年度比98.6%、農業委員会費補助金については対前年度比99.1%を要求している。
 - 農業会議・農業委員会が実施する集落の農地利用調整や特定法人等の農地利用、遊休農地解消等の各事業は「強い農業づくり交付金」として要求している。
 - 国の直轄採択事業として、担い手育成総合支援協議会が事業実施主体となる「担い手アクションサポート事業」のうち、農業会議・農業委員会が中心となって実施する認定農業者への農地の利用集積や農地監視活動等を支援する予算を盛り込んでいる。また、農地政策改革関連総合対策として、面的集積組織等が活用する農地情報図(GIS)を整備するため、農業委員会の農地基本台帳と水土里情報センターの地図情報を結合するための予算も計上されている。
 - 耕作放棄地解消緊急対策の一環として、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の遊休農地解消を支援する事業のなかで、農業会議・農業委員会が事業実施主体として位置づけられている。
3. こうした農業委員会関係予算の状況や特徴等を踏まえ、年末の政府予算編成における要求額の確保等に向けて政府・国会への働きかけ・調整等の取り組みを進める。あわせて、三位一体改革で税源移譲された農業会議と農業委員会の関係予算については都道府県主管部局及び市町村財政当局との連携を密にして、予算の確保と施策の充実強化を図る必要がある。

．平成20年度農業委員会関係予算概算要求の内容

1．農業委員会交付金

農業委員会交付金については、47億7,617万9千円で、19年度と同額の要求となっている。

2．都道府県農業会議会議員手当等負担金

都道府県農業会議会議員手当等負担金については、対前年度比98.6%、5億7,354万8千円を要求している。内訳としては、会議員手当及び職員設置費の事務局長分は19年度と同額、職員設置費の一般職員分は、17年度から21年度までの5年間の定員削減計画に従い、対前年比96.1%の要求となっている。

3．農業委員会費補助金

農業委員会費補助金（農地調整事務処理事業費、標準小作料改訂事業費）については、対前年度比99.1%、8,233万8千円を要求している。

4．強い農業づくり交付金

「強い農業づくり交付金」に盛り込まれている農業会議・農業委員会関係の予算としては19年度と同様のメニューとして、集落農地利用調整、特定法人等農地利用調整緊急支援、優良農地確保支援対策等（うち遊休農地解消普及活動）連携強化推進体制整備が継続要求されている。

（1）集落農地利用調整（交付率：定額、1農業会議：171万6千円、1農業委員会：92万6千円）

農用地利用規程に基づき集落営農の組織化・法人化等による担い手の明確化、集落合意による利用集積の推進をしていくため、農業委員会が実施する集落における農地の利用調整活動等の取組を支援する。

（2）特定法人等農地利用調整緊急支援（交付率：定額、1農業会議：67万5千円、1農業委員会：70万8千円）

耕作放棄地の解消を促進するため、農業委員会が、企業が円滑に農業に参入できるよう企業の意向を把握し必要な情報を提供するとともに、参入希望のある企業等に対し農地の利用調整活動を支援する。

(3) 優良農地確保支援対策等 (うち遊休農地解消普及活動) (交付率 : 定額、 1 農業委員会 : 8 3 万円)

遊休化が解消された農地の定着化を図るため、農地の効率利用に向けた方策を策定するための検討会開催、農業委員会の利用調整活動を通じて得た地権者の意向等遊休農地解消情報についての普及組織への提供等を支援する。

(4) 連携強化推進体制整備 (交付率 : 1 / 2、 1 農業会議 : 1 6 万 8 千円、 1 農業委員会 : 6 万 6 千円)

都道府県農業会議または市町村農業委員会が関係農業団体との連携を加速し、業務執行体制を強化するために行う農地等情報の共有化等に必要な支援を実施する。

5 . 国の直轄採択事業 : 担い手育成・確保活動 (農地の利用調整活動)

国の直轄採択事業「担い手アクションサポート事業」のうち、担い手育成総合支援協議会 (農業会議・農業委員会) が担い手の育成・確保及び担い手の経営改善の促進に向けた農地の利用調整活動を実施するための予算を要求している。

(1) 認定農業者農地等利用調整促進支援 (補助率 : 定額、 1 農業委員会 : 4 0 万 2 千円)

認定農業者と集落営農組織の円滑な農用地の利用調整を図るための支援活動を実施する。具体的には、認定農業者と集落営農組織の農用地の利用状況を把握し現況図を作成するための活動、調整委員 (農業委員) による農地の出し手の掘り起こし、農地の権利関係の調整、集落営農組織との調整などを行う。

(2) 農地等利用調整等効率化支援 (補助率 : 定額、 1 農業委員会 : 8 7 万 6 千円)

担い手への農地の利用調整活動に不可欠な農地等に関する情報の提供に関する支援活動を実施する。具体的には、住基台帳等のデータと照合を簡素化・効率化するためのシステムや、異なるシステム間の互換性を持たせるためのシステムの整備を行う (なお、本年度措置されている農地情報図の整備のための予算は農地政策改革関連総合対策の面的集積農地情報整備促進事業で別形式で計上)

(3) 農地等利用適正化推進支援 (補助率 : 定額、 1 農業委員会 : 6 9 万 7 千円)

担い手への優良農地を確保するため、将来にわたり農業上の利用の増進を図る必要のある農地を選定するとともに、農地の監視等の支援活動を実施する。具体的には、農地の監視活動結果をもとにした農地の所有者等との調整、不在地主を特定するための情報収集、地権者に対する耕作放棄地の解消に向けた働きかけを行う。

(4) 地域活動推進支援(補助率:定額、1農業会議:231万7千円)

地域担い手育成総合支援協議会(農業委員会)による(1)~(3)の活動が円滑に実施されるよう都道府県担い手育成総合支援協議会(農業会議)において、研修・指導・情報提供等に関する支援活動を実施する。具体的には、検討会・研修会の開催、巡回指導及び協力、優良事例等の情報収集提供、実態調査、現地調査などを行う。

6. 農地政策改革関連総合対策

(1) 面的集積のための参加インセンティブ

【担い手面的集積加速化支援事業】(食料安定供給特別会計)

地域内農地の出し手・受け手に対して、新たな面的集積システムへの参加を促すよう、面的集積促進基金を設置し、集積面積に応じて奨励金の交付を行う。また、新たな面的集積システムに参加する担い手に対して、賃借料一括前払い等のための資金を無利子で貸し付ける。

(2) 担い手の投資に対する支援

【面的集積条件整備事業】

新たな面的集積システムにより面的に利用集積された農地において、担い手のニーズに応じた簡易な基盤整備(田畑なおし)を支援する(事業実施主体:面的集積組織、農業生産法人、農業者等)。

【地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業のうち面的集積タイプ】

面的集積を受けた担い手が、経営規模の拡大等に必要となる農業用機械施設を整備する際に、融資残の自己負担部分について補助金を交付するとともに、金融機関への債務保証を拡大する(事業実施主体:地域担い手育成総合支援協議会)。

(3) 面的集積組織の体制整備等に対する支援

【面的集積組織支援推進事業(食料安定供給特別会計)】

面的集積組織が、農地を面的に集積する計画の作成や、農地の権利移動の手続き等を行う際に、必要となる業務運営費を支援する。

また、面的集積を地域で推進するコーディネーターの募集・登録や研修を支援するとともに、コーディネーターが面的集積のために地域で行う活動を支援する(事業実施主体:地方公共団体、面的集積組織)。

【農用地利用改善団体機能高度化・育成支援事業】

農地の利用に関する意向調査や面的集積のための合意形成等に取り組む農用地利

用改善団体の活動を支援する（事業実施主体：都道府県・地域担い手育成総合支援協議会）。

（４）面的集積に必要な農地情報の活用・提供に対する支援

【水土里情報利活用促進事業】

面的集積組織等が活用するため、所有者、耕作者、面積等の農地に関する情報と地番図、画像等の地図情報を結合した農地情報図の整備を支援する。

【面的集積農地情報整備促進事業】（補助率：定額）

面的集積組織等が活用するため、所有者、耕作者、地番、面積、地目、作付状況等の農地情報と水土里情報センターから提供される地図情報との結合等を、地域担い手育成総合支援協議会を通じて支援する（農地基本台帳の情報を水土里情報センターの農地情報図に結合する際の経費にも活用できる）。

【農地情報提供システム構築事業】

広域展開する担い手や新規参入者等に対し、貸出物件情報や賃借料情報等を全国的に収集・提供するシステムの構築を支援する。事業実施主体は公募。

7. 農地対策関係予算

（１）担い手農地集積高度化促進事業（食料安定供給特別会計）

【市町村等事業】

面的集積強化促進事業

認定農業者、集落営農組織等の担い手（受け手）及び当該担い手に農地の面的集積を進めることに同意する者（出し手）等を構成員とする農用地利用改善団体等が調整の上、定めた面的集積プランに従って、面的集積を実現した実績に応じて面的集積促進費を交付する。

農地マーケット事業

耕作放棄地の増加及び担い手の不足が深刻である地域を中心に、インターネットにより農地の売買等の希望に関する情報を公開し、地域内外から広範に農地の出し手・受け手を募集できる仕組みを構築する。

利用集積農地整備事業

利用集積を図った農地等に対して、効率的な農地利用を促進するため、整地、客土、暗きょ整備等の簡易な基盤整備を実施する。

【都道府県団体事業】（補助率：定額、1 農業会議：96万円）

担い手への農地の利用集積を広域的・集团的に促進するため、市町村農業委員会が～の事業実施に際し、必要な指導等を行う。

(2) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(うち遊休農地解消に対するきめ細やかな支援)(交付率:1/2)

同支援はソフトとハードで構成されており、具体的な内容は、ソフトが市町村の事業実施主体に対する指導・助言及び啓発普及活動、遊休農地活用ボランティア等の登録・派遣システムの構築(都道府県段階)、遊休農地の実態調査や分布図作成、ボランティア活動等への支援、老朽ハウスなど再生活用支援など(市町村段階)、ハードが遊休農地を活用した農業生産活動や市民農園の開設、多目的活用の土地条件の整備、事業実施主体が農地所有者から借り受けた遊休農地を復旧し、他の農業者等に使用貸借した場合の一定の経費支援 - などとなっている。

事業実施にあたっては、都道府県又は市町村が作成する「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」に基づく活性化計画のなかでの位置づけが必要となる。

なお、ソフト事業の事業実施主体として、新たに都道府県農業会議が加えられた。農業委員会はソフト事業のを実施することができる。

(3) 水土保全強化対策事業(土地改良換地等促進事業)

交換分合関係の事業については、都道府県農業会議が交換分合の啓発普及を実施する事業実施主体に位置づけられ、水土保全強化事業の土地改良換地等促進事業として北海道農業会議分が140万6千円、都府県農業会議分が368万5千円の継続要求となっている。

8. 担い手・経営対策関係予算

担い手・経営安定対策関連予算は、19年度と同様に担い手育成総合支援協議会を事業実施主体とする予算要求となっている。

全国協議会は、19年度と同額要求。都道府県協議会と地域(市町村)協議会は、「担い手アクションサポート事業」、「担い手経営革新促進事業」を継続要求するとともに、担い手対策の重点事項となっている集落営農組織の法人化支援として「みんなが参加できる集落営農推進事業」及び「集落営農フォローアップ事業」が新規要求された。

この他、農地の面的集積に向けて農用地利用改善団体の活動を後押しする「農用地利用改善団体機能高度化・育成支援事業」が、また、農地情報と地図情報の結合を支援する「面的集積農地情報整備促進事業」がそれぞれ新規要求された。

農業者年金基金関係業務委託費については、19年度と同様、農業者年金基金において運営交付金等を踏まえて積算のうえ交付されることになる。

(1) みんなが参加できる集落営農推進事業 (新規)

【概算要求額】 5 億 4 千 3 5 万 9 千円 (0)

【事業実施主体】 都道府県担い手育成総合支援協議会

【補助率】 定額 (1 地区当たり 4 0 万円・ 1 3 0 0 地区)

【事業内容】

集落営農の取組が進まない地域を対象に、小規模農家等へのメリット周知や品目横断的経営安定対策への誤解を払拭するための意識醸成や合意形成等の取組を支援する。

集落世話人会の取組

集落営農世話人会の設置

集落営農組織の立ち上げに向けて、各種活動の中心的な役割を担う集落営農世話人会を設置する。世話人の複数設置も可能。

世話人の設置については、地域協議会の推薦を受けた者について都道府県協議会が選定会議等で選任する方向で検討中。

集落営農取組方針の策定

集落営農世話人を中心に、集落内部の現状を把握し、実現可能な「集落営農取組方針」(案)を策定する。

集落関係者間の合意形成活動

スペシャリストへの相談や先進地の事例報告会(講演会)等を通して、「集落営農取組方針」(案)に対する合意を形成する。

集落営農の規約、定款等の締結

「集落営農取組方針」(案)を踏まえ、集落営農の規約、定款等を締結する。

都道府県協議会の取組

連絡会議の開催

集落営農世話人の選定・選任、世話人を対象とした説明会(活動内容等)等を実施する。

事務費の名目では積算されていないため、事務的経費についてはこの項目の中から支出する方向で検討中。

現地指導の実施

必要に応じて現地に赴き、集落世話人会の指導を実施する。

事業費の配分等

(2) 集落営農フォローアップ事業 (新規)

【概算要求額】 7 億 1 千 4 万 1 千円 (0)

【事業実施主体】 担い手育成総合支援協議会 (都道府県・地域)

【補助率】 定額

【事業内容】

集落営農組織の法人経営体への発展を促すため、取組段階に応じて適切な相談・助言を行う。

きめ細かな営農・組織運営の相談

営農計画の策定や経理処理などについて、集落営農相談員チーム（農協営農指導員、農業委員、普及指導員等）を派遣し、集落営農の初期段階の組織運営や経営の安定化を支援する。

専門コンサルティングの実施

一定の水準に達した集落営農組織の経営をより高度化させるため、専門コンサルタント（中小企業診断士、税理士、社会保険労務士等）を派遣して経営診断等を行い課題の解決を支援する。

（３）農用地利用改善団体機能高度化・育成支援事業（新規）

【概算要求額】 2億5千200万円（0）

【事業実施主体】 担い手育成総合支援協議会（都道府県・地域）

【補助率】 定額（1団体当たり30万円・840地区）

【助成内訳】 会議費、旅費、日当、謝金

【事業内容】

農用地利用改善団体が行う面的集積に向けた意識の醸成や合意形成等の取組を支援。

面的集積に向けた合意形成

地域内の農地利用の現況調査や農地利用に関する意向調査等を実施し、農地の面的集積に向けた意識の醸成を図るとともに、白紙委任の合意形成に努める。

農用地利用規程等の策定

実際の面的集積が円滑に進むよう、合意形成した内容とともに、「担い手農家」で構成する部会を設置して担い手の意見を反映した規約や農用地利用規程（担い手農家と出し手農家双方の農地の利用を「面的集積組織」に委任する旨を規定）を整備する。

（４）担い手アクションサポート事業（継続）

【概算要求額】 24億5千万円（35億円）

【事業実施主体】 担い手育成総合支援協議会（都道府県・地域）

【事業内容】

支援体制の整備・補助率：1 / 2

ア．ワンストップ支援窓口の設置

担い手（認定農業者、集落営農組織）の要請に対応した経営相談や農業の

技術指導、法人化支援、農地の利用調整等、関係機関が実施してきた支援を一元化するため、都道府県および地域段階の担い手育成総合支援協議会に総合的な支援相談窓口を設置する。

イ．担い手アクションサポート会議の設置・運営

当該地域の担い手が経営改善のために求める支援内容（各種事業の活用方法等）を協議し、担い手協議会へ提言するため、コーディネーター（農業委員やJA・普及指導センターのOB等を委嘱）を中心に、認定農業者や集落営農組織の代表者等で構成する「担い手アクションサポート会議」を設置する。

ウ．担い手アクションサポートチームの設置・運営

「担い手アクションサポート会議」の提言を踏まえ、構成機関・団体の他に税理士や中小企業診断士等のスペシャリストを加えた「担い手アクションサポートチーム」を設置し、用意された支援メニュー（事業）の効果的な実施を図る。

担い手支援活動・補助率：定額

ア．担い手アクションサポート活動

「担い手アクションサポートチーム」が、スペシャリストによる経営・技術のコンサルティング、経営高度化に向けた資格取得等のスキルアップ支援、担い手自らが行う組織化の支援、集落リーダーや会計担当者等の人材養成支援、集落営農組織等の法人化支援、普及指導センターによる先進技術や新規作物の導入支援、新規就農者や女性農業者等新たな人材の育成・確保支援、担い手アクションサポート会議のとりまとめ役であるコーディネーターの設置などのメニューを有効に組み合わせながら、担い手個々に対しきめ細かな支援活動を実施する。

イ．担い手育成・確保活動

地域における担い手の育成・確保を図るための支援メニューで、認定農業者・集落営農の掘り起こしや各種の制度・支援策の普及啓発、経営改善計画等作成指導（経営改善計画等の作成指導、計画達成状況の把握等）、農地情報の整備や農地監視活動、農地の利用調整活動等、経営の再生・経営資源の整理継承等の支援（農業再生委員会の設置等含む）を実施する。

なお、農地情報の整備のうち、農地地図情報システムの整備については、新規事業の創設に伴い、メニューが廃止されたので留意すること。

（５）担い手経営革新促進事業（継続）

【概算要求額】 71億円（71億円）

【事業実施主体】 都道府県担い手育成総合支援協議会

【事業内容】

経営革新モデルの実践に対する支援 17億円(前年同)

当該地域で、新技術の導入や農地と農業機械の効率的な利活用、労働力配分の合理化などの経営革新に取り組む担い手をモデル経営に設定し、実践経費を支援する。

麦・大豆などの新規作付けに対する支援 54億円(前年同)

経営規模の拡大や生産調整の強化への対応にともない、麦・大豆等を作付けを拡大する場合、作付拡大部分の生産費の一部を支援する。

(6) 地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業(拡充)

【概算要求額】96億4千115万8千円(35億1千500万円)

【事業実施主体】地域担い手育成総合支援協議会

【事業内容】

プロジェクト融資主体型補助 80億3千400万円(29億2千500万円)

地域構造改革プロジェクト計画を作成した構造改革重点地区の担い手が農業機械等を導入する際、融資残の自己負担部分へ補助(取得価格の10分の3が上限)を行う。

なお、平成20年度は、面的集積に先行的に取り組む地区を対象に、面的集積を受けた担い手の経営規模拡大等に必要となる農業用機械施設等の導入に対して支援を行う「面的集積タイプ」を創設。その一方、畜産関連施設は事業対象から除外された。

追加的信用供与 16億715万8千円(5億9千万円)

上記融資の円滑化を図るため、都道府県農業信用基金協会等への交付金積み増しにより、金融機関への債務保証(担い手の信用保証)を拡大する。

(7) 収入減少影響緩和対策積立金管理業務委託事業(拡充)

【概算要求額】3,459万2千円(977万8千円)

【事業実施主体】都道府県担い手育成総合支援協議会

【事業内容】

対策加入者への積立金の払い戻しの実施等、対策加入者が拠出した積立金の適切な管理を行う。

9. 農業人材育成関係予算(新規就農対策・外国人研修生関係予算)

新規就農施策を所管する農林水産省経営局「普及・女性課」が来年度「人材育成課」に改組されることに伴い、従来の新規就農関係事業に新たに外国人研修生関係事業が加わり、多様な人材確保対策を推進していく体制となる。

新規就農関係予算については、全国段階が平成19年度同様、「農業再チャレンジ支援事業」として要求されており、事業実施主体は引き続き公募方式により決定することとなっている。

一方、都道府県段階については、平成19年度同様、引き続き、都道府県担い手育成総合支援協議会を窓口とする国直轄採択事業「担い手アクションサポート事業」(補助金)の中で要求されている。

また新たに、全国農業会議所を実施主体に、外国人研修生受入れ適正化支援事業が要求されており、都道府県農業会議と連携しながら、外国人研修生の受入れ適正化のための助言・指導、ルールづくり等を行うこととされている。

(1) 全国新規就農相談センター関連

全国段階の新規就農促進対策については、19年度同様、「農業再チャレンジ支援事業」として19年度予算額に比べ29.9%(6,297万8千円)増の2億7,377万4千円の要求となっている。

同事業では、個別事業を . 情報提供・相談段階、 . 体験・研修段階、 . 参入段階、 . 定着段階の就農各ステージごとに分類しており、新規・拡充事業として、 新たなOJT研修の導入、 農業技術能力評価制度における実技試験の導入等、 日本版ファームオン(経営継承) 農業版マネーの虎(新分野への投資支援) - が要求されている。このほかの既存事業はほぼ継続要求されている。

(2) 都道府県新規就農相談センター関連

都道府県段階の新規就農対策については、税源移譲のため予算要求されていないが、19年度と同様、都道府県担い手育成総合支援協議会を窓口とする国直轄採択事業「担い手アクションサポート事業」(補助金)のうち「新たな人材の育成・確保活動」(メニュー方式)が要求されている。

具体的事業としては、19年度同様、 出前就農相談、 紹介予定派遣、 就農者・就農希望者との交流会開催 - が要求されている。

(3) 外国人研修生受入れ適正化支援事業(新規)

【概算要求額】1億3千520万円(0)

【事業実施主体】全国農業会議所(都道府県農業会議)

【事業内容】

最近の不適正な研修事例の是正や農業特有の課題を解決するため、農業分野における外国人研修の助言・指導やルールづくり等を行う。全国段階の事業とともに、外国人研修生の受入れの多い全国数ブロックにおいて、都道府県農業会議でも同様の事業を行うことが要求されている。

．当面の組織対応

農業委員会系統組織の基礎的な予算については、農業委員会交付金、農業会議会議員手当等負担金及び農業委員会費補助金として措置されている。一方それ以外の主な事業関係予算は、「強い農業づくり交付金」の内数としての事業と担い手育成総合支援協議会を事業実施主体とする国の直轄採択事業の中に盛り込まれている。

「強い農業づくり交付金」については、補助金の使い方や申請等について事業を実施する都道府県の自主性・裁量を重視したものとなっており、農業会議から都道府県に対する積極的な働きかけが不可欠になっている。また、国の直轄採択事業については、担い手育成総合支援協議会のもとで、認定農業者等の育成・確保や経営改善支援の活動、農地の利用調整等の活動を推進するため、積極的な活用を図る必要がある。

あわせて、三位一体改革で税源移譲された農業会議と農業委員会の関係予算については、税源移譲した事務・事業が確実に実施できるよう適切な地方財源措置を都道府県、市町村に働きかける必要がある。

1．全国段階

- (1) 年末の政府予算案の決定に向けて、農業委員会組織関係予算の確保に向けた取り組みを強化する。
- (2) 都道府県・市町村段階における農業委員会組織関係予算の確保に向けて遺漏のない取り組みがなされるよう情報提供及び啓発活動に努める。具体的には次の通り。

「強い農業づくり交付金」等における農業委員会関係事業の内容と予算確保の手続き等の情報提供と予算の積極的活用に関する啓発。

国の直轄採択事業について、担い手育成総合支援協議会との連携のもとに農業委員会関係事業の内容と予算確保の手続き等の情報提供と予算の積極的活用に関する啓発。

- (3) 全国段階での農地・担い手等に関する公募事業について積極的に確保するための取り組みを実施する。

2．都道府県段階

- (1) 都道府県の所管部局との連携を密にし、各都道府県における予算編成作業の日程について早急に確認するとともに、次の点に留意して農業会議としての予算の確保対策を実施する。

「強い農業づくり交付金」の事業メニューは都道府県が選択することから、農業会議の予算額と実施事業の関係（事業費や人件費の割合等）について精査し、

20年度の組織体制等を踏まえた必要経費を見積ること。

農業会議が主に担っている担い手対策、新規就農促進対策、農地利用集積推進対策については、担い手育成総合支援協議会を事業実施主体として要求されていることから、農業会議の事業実施と予算確保に向けて、早い段階から支援協議会の幹事会等のもとで協議し、都道府県や農協中央会をはじめとする構成団体の理解と納得を得ること。

農業委員会が実施できる農地利用集積、遊休農地対策、担い手対策について、「農業委員会への周知のためのペーパー（参考例）」（別紙1）などを活用し、以下の数値を目標に、事業実施の農業委員会の掘り起こしを実施すること。

その場合、とりわけ、農業委員会会長・事務局長に対し、事業内容や取り組み方法などを説明し、事業実施の必要性について徹底を図ること。

また、必要に応じ、事業実施計画の記入の仕方についても指導すること（具体的な記入例は（別紙2）を参照）。

【強い農業づくり交付金】

集落農地利用調整

目標 1都道府県 10市町村（470市町村）

特定法人等農地利用調整緊急支援

目標 1都道府県 10市町村（470市町村）

優良農地確保支援対策等（うち遊休農地解消普及活動）

目標 耕作放棄地対策の重点指導市町村（271市町村）

【「担い手アクションサポート事業」担い手育成・確保活動（農地の利用調整活動）】

認定農業者農地等利用調整促進支援

目標 1都道府県 3市町村（150市町村）

農地等利用調整等効率化支援

目標 1都道府県 1市町村（50市町村）

農地等利用適正化推進支援

目標 1都道府県 10市町村（470市町村）

（2）19年度の予算執行については、（別紙3）のとおり、農業委員会組織としての予算執行割合が低調な状況にあることから、都道府県関係部局との調整のもとに、都道府県及び市町村における補正予算での事業実施が図られるようさらなる啓発と掘り起こしを実施すること。

3. 市町村段階

- (1) 市町村における予算編成にあたっては、業務の円滑な推進に必要な財政確保が図れるよう農業委員会会長を中心に市町村長等への対策を講じること。
- (2) 「強い農業づくり交付金」及び国の直轄採択事業のなかで農業委員会を中心に行う事業や、農業者年金委託費等について、市町村の農業委員会予算にしっかり位置づけられるよう対策を講じること。
- (3) 国の直轄採択事業の受け皿となる地域段階の担い手育成総合支援協議会について農業委員会会長の役員就任や事務局機能の確保など、農業委員会として積極的な関与を図ること。あわせて、農業委員会関係予算の確保に向けた理解促進を図ること。